

佐田町寺尾南地区における地すべり発生時の対応について

1. 経過及び応急工事等の対応状況

県が指定する農地地すべり防止区域内において、令和 6 年 1 1 月の大雨以降、断続的に地すべりが進行しました。県は、対応を検討するため同年 1 2 月から事前調査を実施していましたが、地すべりが進行したため、段階的に以下の応急対応策が実施されました。本格対策工事は本年 9 月以降に予定されています。

【初期段階】

令和 6 年 1 2 月 対応を検討するための事前調査
令和 6 年 1 2 月 大型土嚢の設置

【応急対応工事】

令和 7 年 7 月 水抜きボーリング工事（7 本）
令和 7 年 7 月 2 1 日～ 仮設道路、抑え盛土等の工事

【本格対策工事】

令和 7 年 9 月以降（耕作終了後） 工期は 2 年から 3 年



2. 県が示した地すべり発生時の体制について

警戒体制と緊急体制の 2 段階の体制が設定されました。

○警戒体制

地盤伸縮計（グラフ付伸縮計 SLG-100）が 2mm/h 以上 またはパイプ歪計（ONSET ひずみ・水位データ集録装置 NetLG-301N）が 1000 μ /日以上 を計測した場合

☞ 市へ情報提供

○緊急体制 ※現場の警報装置（赤色回転灯）が作動

地盤伸縮計（グラフ付伸縮計 SLG-100）が 5mm/h 以上、100mm/日以上 またはパイプ歪計（ONSET ひずみ・水位データ集録装置 NetLG-301N）が 2000 μ /日以上 を計測した場合

☞ 市へ情報提供

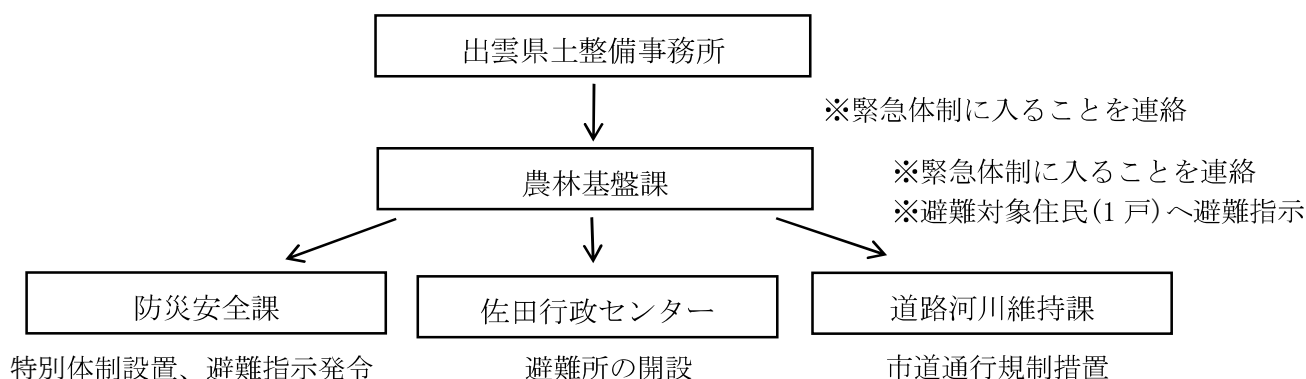
☞ 県による立入制限

☞ 市へ立入制限区域内の市道の通行規制及び住民の避難対応の判断要請

3. 緊急体制時の市の対応について

県から緊急体制に入ると連絡があった場合に以下の対応を取ります。

- ・避難対象地域が限定されているため、市地域防災計画の災害体制の一般的基準における(4)その他災害の特別体制※とします。
※市内に突発的に事故又は災害が発生した場合で必要と認めたとき
- ・立入制限区域内に民家はありませんが、土砂流出の可能性のある1戸(9名)に対して避難指示を発令します。
- ・避難対象が1戸であるため、周辺の集会所「ふれあいセンター寺尾」に一時的な避難所を開設しますが、長期化すれば指定避難所である「潮の井荘」に避難所を移設します。
- ・立入制限区域内の市道を全面通行止めとします。



4. 令和7年8月10日の緊急体制発令時の対応について

8月10日16時50分

- ・地盤伸縮計で5mm/h以上を計測したことから、出雲県土整備事務所防災課より緊急体制とする連絡あり。

8月10日18時00分

- ・佐田町寺尾南地区1戸9名に対し避難指示を発令（一時避難所：ふれあいセンター寺尾）。
- ・立入制限区域内の市道を全面通行止め。

8月11日8時10分

- ・現場の状況が安定したことから、出雲県土整備事務所防災課より緊急体制の解除の連絡あり。

8月11日8時15分

- ・佐田町寺尾南地区1戸9名に対する避難指示を解除。（避難者数0人）
- ・立入制限区域内の市道の交通規制を解除。